

第39期
平成30年度 社会福祉法人育英会

事業報告書

(法人本部)

自 平成30年 4月 1日
至 平成31年 3月31日

目次

	頁
1. 法人の概要	2
(1) 法人の目的.....	2
(2) 経営の原則.....	2
(3) 所在地.....	2
2. 役員について	2
(1) 役員の定数（8名）.....	2
(2) 評議員の定数（4名）.....	2
(3) 評議員選任・解任委員の定数（4名）.....	2
(4) 役員（理事・監事）名簿.....	2
(5) 評議員名簿.....	3
(6) 評議員選任・解任委員名簿.....	3
3. 会計監査の実施状況	3
(1) 平成29年度会計監査（育英会監事による）.....	3
4. 役員の研修参加状況	3
(1) 外部研修の参加予定.....	3
5. 理事会の開催状況（詳細）	4
6. 評議員会の開催状況（詳細）	4
7. 評議員選任・解任委員会の開催状況（詳細）	4
7. 職務分担	5

1. 法人の概要

(1) 法人の目的

社会福祉法人育英会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第2種社会福祉事業 保育所みそら保育園の経営

名 称	みそら保育園
施 設 長	伊藤 裕敬
認可定員・利用定員	認可定員：90名（利用定員：80名）
職 員 数	（年度当初）19名 ⇒ （年度末）19名
児 童 数	（年度当初）72名 ⇒ （年度末）74名
認可設立年月日	昭和27年11月14日
法人認可年月日	昭和54年08月08日
認 可 番 号	第932号

(2) 経営の原則

社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(3) 所在地

福島県いわき市勿来町酒井北ノ内4番地

2. 役員について 1) 役員の定数（8名）・・・任期2年

理 事 6名
監 事 2名

(2) 評議員の定数（4名）・・・任期4年

評 議 員 4名

(3) 評議員選任・解任委員の定数（4名）・・・任期4年

外部委員 1名
監 事 2名
事務局員 1名

(4) 役員（理事・監事）名簿

No.	役 職	氏 名	代表権	欠格事由	特 殊 関 係 者	就任年月日	備 考
1	理事長	伊藤 裕敬	有	無	無	H29.6.10	—
2	理 事	高木 克靖	無	無	無	H29.6.10	—
3	理 事	秋元 澄江	無	無	無	H29.6.10	—
4	理 事	鈴木 益雄	無	無	無	H29.6.10	—
5	理 事	藤本 誠	無	無	無	H29.6.10	—
6	理 事	中尾 剛	無	無	無	H29.6.10	—
1	監 事	荒川 勝雄		無	無	H29.6.10	苦情解決第三者委員
2	監 事	新藤 孝弘		無	無	H29.6.10	苦情解決第三者委員

(5) 評議員名簿

No.	役職	氏名	欠格事由	特殊関係者	就任年月日	備考
1	評議員	大内 一也	無	無	H29.4.1	—
2	評議員	菊地 健一	無	無	H29.4.1	—
3	評議員	鈴木 勝二	無	無	H29.4.1	—
4	評議員	若月 信夫	無	無	H29.4.1	—

(6) 評議員選任・解任委員名簿

No.	役職	氏名	就任年月日	備考
1	外部委員	山口 洋志	H29.5.13	—
2	委員	荒川 勝雄	H29.2.09	—
3	委員	新藤 孝弘	H29.2.09	—
4	委員	伊藤 幸恵	H29.2.09	事務局員、評議員選任・解任委員長

3. 会計監査の実施状況

(1) 平成29年度会計監査（育英会監事による）

実施日時	場所	監査担当	会計監査結果
H30.04.24(火)	みそら保育園 職員室	監事 荒川 勝雄 監事 新藤 孝弘	指摘事項無し

4. 役員の研修参加状況

(1) 外部研修の参加予定

参加者	理事長 伊藤 裕敬
日時	平成30年5月22日(火)・23(水)
研修場所	郡山市 ホテルプリシード郡山
研修名称	平成30年度 日本保育協会福島県支部総会・研修会
研修概要	研修(1) 講義 「地域保護者に対する子育て支援」 講師 十文字学園女子大学・専任講師 亀崎 美沙子 氏 研修(2) 講義 「本部報告」 講師 日本保育協会本部 常務理事 杉上 春彦 氏 行政説明 講義 「保育所等の安全対策について」 講師 福島県保健福祉部子ども未来局 子育て支援課 渡辺 隆幸 氏

5. 理事会の開催状況（詳細）

実施日時	回数	議題	結果
H30. 05. 13(土) 10:00～11:00	第1回	1. 平成29年度育英会（本部・施設）決算報告・承認について	承認
		2. 平成29年度育英会（本部・施設）事業報告・承認について	承認
		3. 平成29年度育英会監事による監査報告について	承認
		4. 平成30年度育英会（施設）第1次補正予算案・承認について	承認
		5. 施設整備・物品の購入予定について（10万円以上）	承認
		6. 社会福祉充実計画について	同意
H30. 11. 17(土) 10:00～11:00	第2回	1. 評議員会の結果について	同意
		2. 施設整備・物品の購入予定について（10万円以上）	承認
		3. 平成30年度育英会（施設）第2次補正予算案報告・承認について	承認
		4. 平成31年度 利用定員の見直しについて（定員80→70名）	承認
		5. いわき市による法人指導監査実施について	同意
H31. 03. 16(土) 10:00～11:30	第3回	1. いわき市による法人指導監査（結果）報告について	同意
		2. 平成30年度本部会計（育英会）第1次補正予算（案）について	承認
		平成30年度施設会計（みそら保育園）第3次補正予算（案）について	承認
		3. 経理規程の改定について	承認
		4. 育児・介護休業規程の改定について	承認
		5. 就業規則の改定について（「正職員 就業規則」、「パートタイム 就業規則」）	承認
		6. 職員の異動について	同意
		7. 延長保育料の見直しについて	同意
		8. 利用定員の見直しに伴う、（80名⇒70名）みそら保育園運営規定の改定について	同意
		9. 平成31年度本部（育英会）事業計画（案）について	承認
		平成31年度施設（みそら保育園）事業計画（案）について	承認
10. 平成31年度本部会計（育英会）予算（案）について	承認		
平成31年度施設会計（みそら保育園）予算（案）について	承認		
11. 施設整備・物品の購入予定について（10万円以上）	承認		

6. 評議員会の開催状況（詳細）

実施日時	回数	議題	結果
H30. 06. 16(土) 10:00～11:00	第1回	1. 平成29年度決算報告（本部、施設）について 2. 社会福祉充実計画について	承認 承認

7. 評議員選任・解任委員会の開催状況（詳細）

実施日時	回数	議題	結果
未実施			

8. 職務分担

種別	職務内容
理事長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 理事長は、法令、定款等で理事長の業務として定められたものを行うとともに、法人が定めた理事長専決事項に関する業務を行う。 2. 理事長専決事項とされた業務を行った後は、定款等で定められた方法で理事会に報告をする義務がある。 3. 理事長が行うべきとされている主な業務は、次のとおり。 <ol style="list-style-type: none"> ① 理事等の委嘱（定款第16条） ② 理事長の専決事項として法人が定めたものに係る業務及びそれに関する理事会への報告（定款第24条） ③ 理事会の招集（定款第25条） ④ 法人の資産の管理（定款第30条） ⑤ 事業計画及び予算の編成（定款第31条） ⑥ 決算関連業務（定款第32条） ⑦ 事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作成する。 ⑧ 監事の監査を経て、理事会・評議員会の認定を得る。 ⑨ 認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面を各事務所に備え置き、利害関係者等への閲覧に供する。
理事	<ol style="list-style-type: none"> 1. 理事は、すべて社会福祉法人の業務について社会福祉法人を代表する。（社会福祉法第38条） 2. 社会福祉法人の中心となる機関は理事会である。理事は、理事の合議体である理事会において法人・施設の経営方針を立て、事業計画や予算等の法人の重要な方針決定に参画する。 3. 理事は、社会福祉法人の事業運営の全体について責任を負うものであり、理事会を構成する個々の理事の責務は、極めて大きなものがあり、決して名目的、名譽的な理事であってはならない。
監事	<ol style="list-style-type: none"> 1. 監事の主な職務は、次のとおり。 <ol style="list-style-type: none"> ① 理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況についての監査。 毎年、定期的な監査報告書の作成並びに理事会への報告。 ② 監査した結果、不正の点があることを発見したときの所轄庁への報告。 ③ 理事の業務執行の状況又は社会福祉法人の財産の状況について理事に対する意見の表明。 ④ 理事会への出席。
評議員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 評議員の主な職務は、次の事項について決議することである。 <ol style="list-style-type: none"> ① 理事及び監事の選任または解任 ② 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準 ③ 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）の承認 ④ 定款の変更 ⑤ 残余財産の処分 ⑥ 基本財産の処分 ⑦ 社会福祉充実計画の承認 ⑧ その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
評議員選任・解任委員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 評議員・選任解任委員の主な職務は、次のとおり。 <ol style="list-style-type: none"> ① 評議員の選任ならびに解任を行う。